

# 建築物の耐震診断への補助について

福岡市では、災害に強いまちづくりを目的に、住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「福岡市建築物耐震診断費補助事業」を実施しています。

昭和56年5月31日以前に建築された建築物の**耐震診断**に要する費用の一部に補助金を交付しています。耐震診断を希望される方は、是非ご活用ください。

**※令和8年度より、補助対象を規模や用途に限らず「全ての建築物」へ拡大しました！！**

## ■事前相談

申請者は、補助金の交付を受けようとする前に、予定している耐震診断の内容（建築物の情報や補助額の見込み、実施時期など）について市との協議が必要です。

**※耐震診断を既に着手・完了した場合は、この事業の対象とはなりませんのでご注意ください！**



## ■補助対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した建築物。



## ■補助金の額

<戸建住宅の場合>

耐震診断に要する費用の3分の2を乗じて得た額の100円未満を切り捨てた額以内。ただし、次に定める額を限度額とします。

イ 診断を簡易に行う場合は47,200円（目視や図面により改修の要否のみ簡易的に判断）

ロ 診断を詳細に行う場合は204,000円（詳細な調査により必要な改修内容の判断が可能）

※木造戸建住宅耐震改修工事の補助金を受けるためには「ロ」の詳細診断が必要です。

<戸建住宅以外の場合>

耐震診断に要する費用（次に定める額を限度とする。）の3分の2を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額以内。ただし、簡易診断の場合は、35万円を限度とします。

イ 面積1,000㎡以内の部分は4,580円/㎡

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は2,350円/㎡

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,570円/㎡

※第3者機関の判定などの費用を要する場合は、上記限度額に2,350,000円を限度として判定などに要する費用の3分の2を加算します。

**※補助戸数に限りがありますので、耐震診断をご検討中の方は早めにご相談下さい。**

## ★事前相談及び問い合わせ先

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築物安全推進課

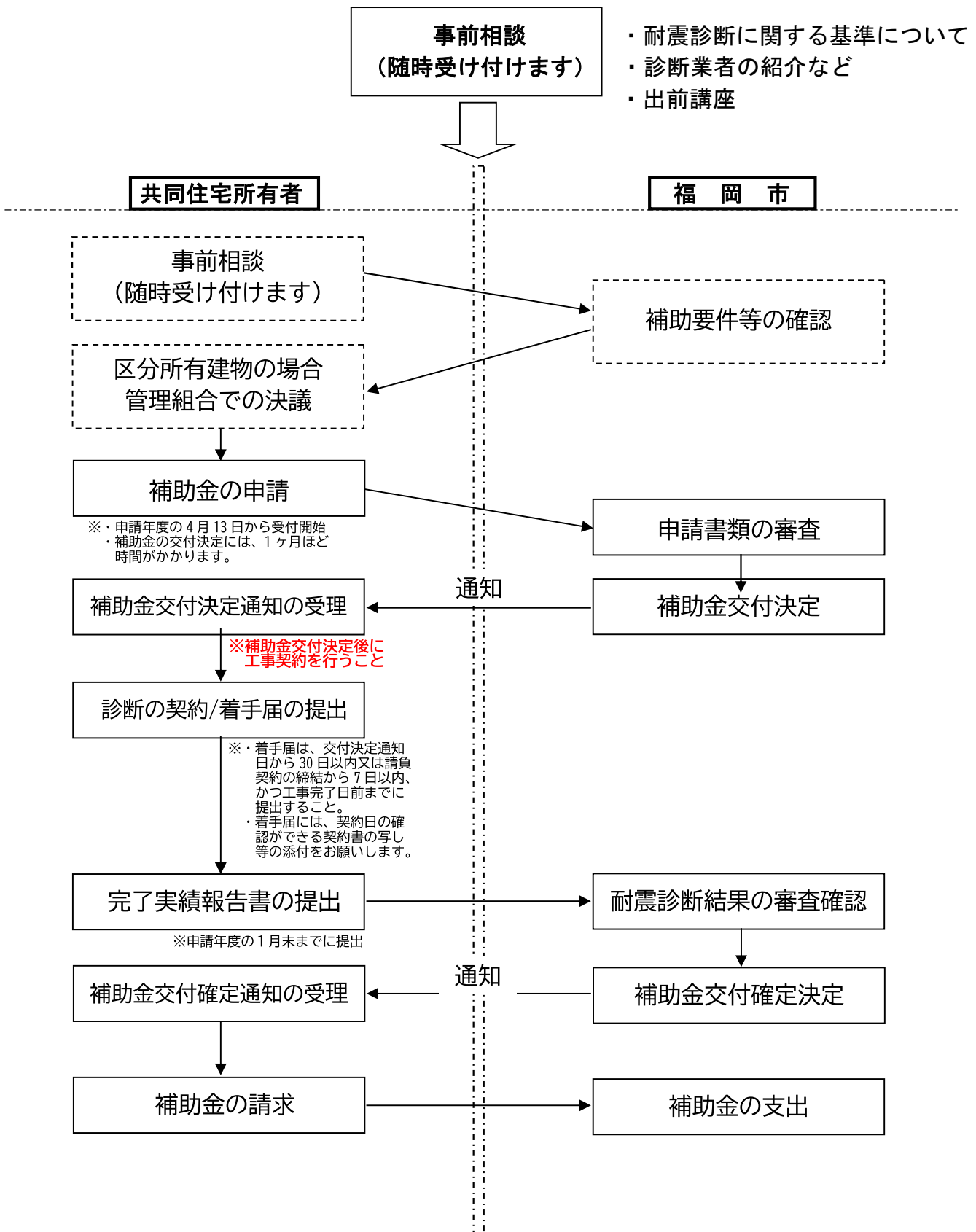
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 TEL:092-711-4580 FAX:092-733-5584

ホームページ：[https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid\\_safe/life/006.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid_safe/life/006.html)

福岡市ホームページ > くらし・手続き > 住まい・引っ越し > 住まいを建て替える・補修する > 耐震工事 > 共同住宅の耐震診断費補助事業(要綱及び様式をダウンロードできます)

(裏面の『手続の流れ』をご覧ください)

『手続の流れ』



○代理受領制度が使えます

代理受領制度とは、耐震改修工事等を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。申請者は工事費等と補助金の差額のみ用意すればよく、当初の費用負担が軽減されます。補助金の申請とあわせて、代理受領制度を申請することで利用できます。